

# 鳥取県公報

昭和二十七年五月七日 水曜日  
号

本報ノ大キサヘ國定規格A5判

目

次

## ◇告示

(鳥取都市計画鳥取火災復興土地区劃整理を  
都市計画事業として県において施行すべき  
建設大臣の命令)

告示

## 鳥取県告示第二百四十一号

昭和二十七年五月二日建設省鳥都第十六号で鳥取都市計  
画鳥取火災復興土地区劃整理を都市計画事業として、鳥  
取県において施行し、昭和二十八年度までに完了すべき  
ことを建設大臣から命ぜられた。

昭和二十七年五月七日

鳥取県知事 西尾愛治

# 鳥取県公報

目 次

◆ 告示 鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理設計書及び施行規程の縦覽について

告 示

昭和二十七年五月七日 水曜日  
号

本書ノ大ヤサヘ國定規格▲五判

## 一、整理施行地の現況

## (1) 地 勢

昭和二十七年四月十七日の火災を受けた平垣市街地の大部であつて中央部を南北に袋川が貫流している。

## (2) 交 通

交通機關としては国鉄山陰線鳥取駅及び同駅を中心として鳥取駅吉岡村線、鳥取駅賀露町線、鳥取駅倉吉町線、鳥取駅浜坂線、鳥取駅中河原線、鳥取駅若桜町線、鳥取駅智頭町線、鳥取駅松上線、鳥取駅網代線、鳥取駅岩井町線、鳥取駅高露村線、鳥取駅長谷行線、鳥取駅西郷線、鳥取岡山線、鳥取駅姫路線のバス路線がある。

主要道路としては国道二〇号線、県道鳥取停車場線、鳥取広島線、鳥取岡山線、浜坂鳥取停車場線、鳥取寶

鳥取縣公報 每週 火曜日発行(休日ニ當ル)  
昭和二十七年五月七日 外  
鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理設  
計書

鳥取縣公報 每週 火曜日発行(休日ニ當ル)

昭和二十七年五月七日 外

第三種郵便物認可

露線、中ノ郷鳥取停車場線がある。

卷之二

一部農耕地を含んでゐるが、概して市街宅地である。

火災の復興に当つ

うとするものである。

## 地区内街路、水路、公園の廢置

下水道の移設、支障物件の移転、除却、防火施設の整備等を施行し小学校その他公共の用に供する土地を保留する。

備等を施行し小学校その他公共の用に供する土地を保  
留する。

四  
主  
業  
工  
等  
力  
仙  
梯

街路樹造立による外、島根県土木工事請負標準に準據し、各工事の設計書及び仕様書によつて施行する。

## 五、整理前後に於ける土地の筆数地積の地目別合計对照表



00273

第三條 従前の土地各筆の地積は、昭和二十七年四月十  
七日現在の土地台帳地積（国有地については国有財產  
台帳地積台帳がないときは実測地積以下同じ。）によ  
る。ただし同日経過後分筆又は合筆をした土地につい  
ては同日現在における分筆又は合筆前後の土地台帳の地  
積をもつて土地台帳の地積と見做す。

2 前項の日経過後あらたに登録した土地についてはそ  
の地積による。

第四條 従前の土地及び整理後の土地各筆の等位及び評  
定価格は、その位置、区画、形質、地積、用途、固定資  
産税による評価額、周囲の状況等を考慮して知事が定  
める。ただし耕地整理法第四十三條第一項第一号乃至  
第七号の土地には評定価格を附さないことができる。

第五條 知事は、第十四條の規定に準じ従前の土地に対  
する換地予定地を指定することができる。この場合に  
おいて從前の土地が登記した賃借権、地上権、永小作  
権、又は質権の目的であるものであるときは、その権  
利の目的である土地の部分を指定する。

一 物件の移転、除却、又は破毀すべき期限  
二 損害補償金額

第十條 前條の協議が不調又は不能のとき若しくは前條

第一号の期限内に移転、除却又は、破毀を行わないと  
きは知事は移転除、除却又は破毀を行うことができる。

この場合には、知事は執行の期日を定め、物件の所有  
者及び占有者に通知する。

2 前項の場合の損害補償金額は、知事が決定する。

第十一條 耕地整理法第十八條第二項及び第二十一條第  
二項の規定によつて損害の補償の請求があつたとき補  
償金額は、知事が決定する。

2 前項の補償金は、賃貸人又は土地所有者に対して求  
償する。

第十二條 知事は必要あるときは、第九條の規定による  
損害補償金を前渡しすることができる。

第十三條 換地処分は、知事の適当と認める時期に行う。  
評定価格、利用状況等を標準として交付する。

2 換地予定地を指定したとき、またはその指定を変更  
若しくは更正したときは、土地所有者に通知する。

第六條 知事は、必要があると認めるときは、耕地整理  
法第三十條第十項第二項の規定による処分の告示の日  
まで地区内の土地を使用し又は他の者に使用せしめる  
ことができる。この場合においては通常生ずる損害は  
補償する。

第七條 第五條第二項の規定による通知を受けた者は、  
その換地予定地を使用収益の目的に供することはでき  
ない。ただし換地予定地に移転又は除却を要する  
ものがある場合、または特別の事由により使用すること  
ができるないときは、別にその使用開始日を通知する。

第八條 第五條の規定により、換地予定地を指定したと  
きは第十五條の規定に準じ仮精算を行うことができる。  
第九條 従前の土地に存する物件を移転除却又は破毀す  
る必要あるときは、知事は物件所有者と左記事項を協  
議して決定する。

2 従前の土地の地積僅少であつて整理後建築敷地とす  
るに不適當と認めるもの、及び土地所有者の承諾を得  
たものは、換地を交付しないで金錢をもつて清算する  
ことができる。

第十五條 換地の清算について、徵收又は交付すべき清  
算金額は従前の土地の評定価格と換地の評定価格との  
差額とする。

第十六條 この事業の施行に要する費用は国庫補助金、  
鳥取市負担金及び本県において負担するものを除く外  
予算の定むる所により従前の土地の評定価格を標準と  
し分賦する。

2 知事は、替費地を設定してこれを処分し前項の費用  
に充てることができる。

第十七條 第八條の仮徵收金第十五條の徵收金納付の期  
限及び場所は知事が別に定め、納付期日の二十日前に  
関係者に通知する。

2 前項の徵收金を期限までに納付しないときは、鳥取  
県稅賦課徵收條例を準用する。

第十八條 土地所有者及び関係人で鳥取市又は隣接町村に住所又は、居所を有しない者は、整理施行に関する通知又は書類の送付を受けるため、鳥取市内若しくは隣接町村に代理人を選定して、予め知事に届け出なければならない。代理人を変更したときもまた同様である。

- 2 前項の届出をなさないために生じた損害については異議を述べることができない。

第十九條 この規程施行後において土地、建物若しくは工作物に関する権利について異動を生じたとき又は清算金に関する権利を譲渡したときは、当事者双方連署して遅滞なく知事にその旨を届け出なければならない。  
この場合において連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面を添付しなければならない。  
2 前項の届け出をしないために生じた損害については異議を述べることができない。

第二十条 整理施行地について権利を有する者が、土地台帳法の規定により土地の異動に關し登記所に提出す

昭和二十七年五月七日印刷  
昭和二十七年五月七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十日  
第三種郵便物認可)

印

行

鳥

取

縣

鳥

取

市

東

町

取

所

る書類は、知事の承認を得なければならない。  
第二十一條 この事業の会計年度は、鳥取県の例による。  
第二十二条 この規程の施行に關して必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規程は、都市計画法施行令第十七條の規定による  
鳥取県知事の認可のあつた日から施行する。